

## 【役員選任に関する規定】

### 第1章 目的

第1条 本規則は、本会議所定款第21条に基づく役員選任方法に関する事項を規定する。

### 第2章 方法

第2条 役員を選任は次の方法による。

選考委員会を構成し、その委員は毎年7月例会において出席正会員により3名連記無記名投票により上位5名を選出する。ただし、同数の場合は同数者のみ再投票を行う。本年度理事長が2名を推薦し、計7名をもって委員会を構成する。なお、本年度理事長はこれに出席することができる。

2. 選挙委員の選出について、やむを得ない事由により前項方法によることができない場合には、それに代わる方法について理事会において定める。

第3条 投票の連記が定員以外の場合は無効票とする。

第4条 選考委員資格者は、当該年度7月現在正会員であって、満3年を越える期間正会員歴を有し、過去1年間の例会出席率60%以上でなければならない。ただし、当該年度中制限年齢に達する会員は除く。

第5条 選考委員会は、直ちに協議の上、選考委員長を選出する。

第6条 選考委員会は協議の上、理事長予定者、監事予定者を選出する。

第7条 理事長予定者は直ちに次年度理事を選出し、選考委員会の同意を得なければならない。

第8条 出向者は理事長予定者が選任する。

第9条 任期中に役員に欠員を生じたときは、理事長の場合は副理事長の内より、副理事長及び専務理事の場合は理事の内より、理事会において選出し決定する。理事、監事の場合は正会員の内より所定の手続きにより選出の上決定する。この場合の任期は前任期満了までとする。

### 附 則

1. この規定は、昭和63年1月1日から施行する。
2. 平成4年1月1日より一部改正
3. 平成22年8月20日より一部改正
4. 平成28年12月3日より一部改正
5. 令和2年5月15日より一部改訂